

長岡市のスポーツ振興事業について

●市民スポーツ活動の充実

- (1) 地域スポーツ指導者の養成・・・研修会の開催など
- (2) 地域スポーツ推進組織の支援・・・コミュニティスポーツクラブの設立支援

コミュニティスポーツクラブとは・・・

- 子どもから高齢者まで地域の誰もが活動できること
 - 活動拠点となる施設があり、定期的・継続的なスポーツ活動ができること
 - 運営委員会を設け、コミュニティスポーツの推進及び調整にあたること
 - 複数のスポーツ種目が用意されていること
 - 地域住民が主体的に運営していること
- (3) 地域スポーツクラブの活動支援・・・指導者の派遣、出前教室の開催
 - (4) 市民スポーツ・レクリエーション活動の推進・・・各種スポーツ行事・教室の開催、
 - (5) 少年スポーツ活動の推進・・・指導者養成、交流大会開催
 - (6) 高齢者スポーツ活動の実施・・・高齢者スポーツ大会等の開催支援

●競技スポーツの振興

- (1) ジュニア競技スポーツの振興
- (2) ジュニア育成強化システムの構築
- (3) 全国大会等出場選手への激励、報奨金交付

●スポーツ・レクリエーション団体の育成

- (1) 団体育成・・・運営費の一部を助成

— 指定管理者制度の導入について —

1 導入状況

平成18年9月開始	厚生会館、新産体育館、乙吉運動広場、市営スキー場他
平成19年4月開始	陸上競技場、河川敷運動施設、悠久山野球場
平成20年4月開始	市民・南部・北部・みしま体育館

2 今後の方針

導入の効果がある施設については順次導入する。
導入した施設については、モニタリングを実施し効果を検証する。